平成２１年（フ）第２０４号
北海道帯広市西17条南５丁目８番地103　オーロラ175―203号室
債務者　曽根　弘己
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
北海道帯広市西16条南１丁目16番23号
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
北海道上川郡清水町字清水東一線60番地
債務者　小嶋富美子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
北海道中川郡本別町西仙美里173番地４
債務者　福田　明子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
北海道河東郡音更町中鈴蘭南４丁目６番地
債務者　堀川　榮子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
北海道帯広市公園東町４丁目４番地13　コーポ三春11―11号室
債務者　佐藤美由紀（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２６２４号
神奈川県茅ヶ崎市みずき４丁目12番８号　プリムヴェール201
債務者　水本　英樹
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９１号
横浜市南区大岡５丁目22番13号
債務者　平戸　浩之
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７号
山口県周南市大字久米3042番地の38
債務者　岩田　正己
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２８号
山口県周南市大字久米3042番地の38
債務者　岩田　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２９号
山口県熊毛郡上関町大字長島2210番地
債務者　岩田　榮司
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２３０号
山口県周南市大字久米3042番地の38
債務者　岩田　育子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６４号
熊本県天草市本渡町本泉320番地１
債務者　柳辺　一行
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時30分　熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６００号
静岡県浜松市中区富塚町1632番地の１　ハイステージ富塚102
債務者　畑井　郁子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
静岡県袋井市愛野3124番地の31
債務者　松永安紀乃
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目20番19号　フラグラント202、前住所静岡県浜松市中区住吉１丁目15番12号　フォンスオストレア住吉208
債務者　大谷　桂子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係